

「警報発表時」の対応について

警報が発表された場合の幼稚園としての対応を下記のようにしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 午前6時30分の時点で京都府北部、宮津市、または丹後地方に「警報」が発表されている場合

- ◎ 自宅待機とします。 幼稚園からの連絡はありません。
(但し、「波浪警報」「海上風警報」など、海や波に関する警報は除く。)
* 「警報」はテレビなどの気象情報で判断してください。

2 自宅待機後の対応

(1) 連絡方法

幼稚園より連絡網を使って「登園」「休園」等を連絡します。

(2) 連絡内容について

- ア 午前8時までに解除「始業時刻を遅らせて、保育を開始する。」(午前中) **給食あり**
- イ 午前8時から10時30分までに解除「始業時刻を遅らせて、保育を開始する。」(午後から) **自宅で昼食**
- ウ 午前10時30分に警報が継続「臨時休園とする。」

3 登園後に警報が出た場合

- ◎ 幼稚園から連絡網で連絡をしますので、幼稚園まで迎えをお願いします。

4 お 願 い

- 連絡網で途中、連絡のつかない家庭につきましては、次の家庭に連絡していただき、連絡のつかない家庭を幼稚園までお知らせください。
留守番電話の場合も幼稚園までお知らせください。幼稚園から連絡をします。
- 幼稚園連絡網と一緒に、一年間大切に保存してください。